

# ワタシの産休&育休って、いつから？ いつまで？

## 産休・育休のスケジュール表（記入用）

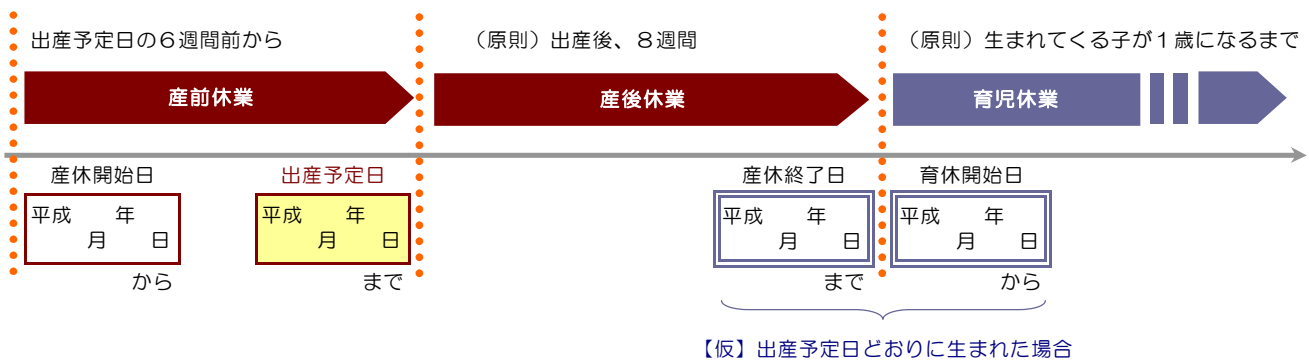
いろんな情報はあふれていますが、「ところで、わたしの産休は何月何日から？」というは意外とわかりにくいものですね。（産休&育休）開始日・終了日の早見表を使って、自分のスケジュールを調べてみてください。  
調べた日には下の図に書きこんで、母子手帳にはさんでおくなどして活用いただければ幸いです。会社の上司や担当者にコピーを渡して情報を共有するのもいいですね。



神奈川県労働局より

### （スケジュール1）出産前にお使い下さい

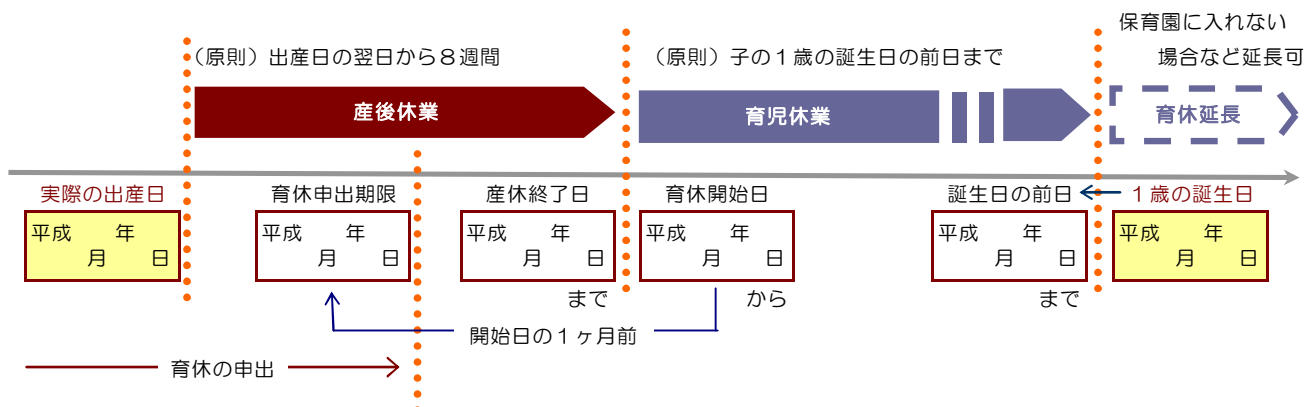
■（産休&育休）開始日・終了日の早見表 step1 出産予定日から調べる！ をクリックして自分のスケジュールを記入して下さい ↓



- 平成 年 月 日 は、出産予定日どおりに生まれると仮定した場合の仮の産休終了日及び育休開始日です。
- 実際に出産した日によって前後しますので、出産後は下の（図2）に記入しなおして下さい。
- 予定日よりも出産が遅れた場合は、実際の出産の日までが産前休業になります（産前休業が長くなります）。

### （スケジュール2）出産後にお使い下さい

■（産休&育休）開始日・終了日の早見表 step2 実際の出産日から調べる！ をクリックして自分のスケジュールを記入して下さい ↓



- 実際の出産日の翌日から8週間が産後休業になります（出産日は産前休業です）。
- 女性が産休に引き続き育休を取得する場合は、産後休業終了日の翌日からが育休となります。
- 希望通りの日から育休を開始するには、開始したい日の1ヶ月前までに会社に育休申出書を提出する必要があります。
- 育休は原則、子が1歳に達するまで取得できます。具体的には、お子さんの1歳の誕生日の前の日までです。
- 保育園に入れない場合などは、1歳6か月まで育休を延長できます。詳しくは「育児・介護休業法」のページで確認して下さい。